

## 第 6 章

# 手をつなぎ歩む誇りが持てるまち

---

### 第1節 明るく住み良い地域社会を実現します

- 1 地域社会 ..... 138
- 2 高齢社会 ..... 140
- 3 男女平等参画社会 ..... 142
- 4 平 和 ..... 144

### 第2節 国際交流と国内交流の輪を広げます

- 1 国際交流と国内交流 ..... 146

# 1 地域社会

## 現況と課題

明るく住み良い地域社会を実現するうえで、町内会活動や、コミュニティセンターなど、地域の施設の果たす役割が大切になっています。

しかし、今日の社会情勢の影響から、地域活動への関心度合いが高いにも関わらず、結果として町内会に加入していない世帯が増加傾向にあり、同時に地域を支える町内会役員の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっていることから、居住環境に直接つながる町内会活動の活性化が最も重要な課題となっています。

今後は、地域住民自らが生活環境の向上に意識を高め、地域の絆づくりの大切さに関心を持つことができる機会を増やすなど、明るく住みよい地域社会に向けた取組が必要となっています。

## 基本目標

多様化する市民ニーズに対応した地域活動が展開できる施設の整備を図るとともに、地域の特徴を生かした明るく住みよい地域社会を築きます。

## 施策の体系

地域社会

- 1 地域住民組織の活性化と地域活動の支援
- 2 施設整備

## 主要施策

### 1 地域住民組織の活性化と地域活動の支援

- (1) 個々の町内会の特徴を生かした活動内容についての情報提供を通じ、地域を支える人づくりを目指す地域活動を支援します。

### 2 施設整備

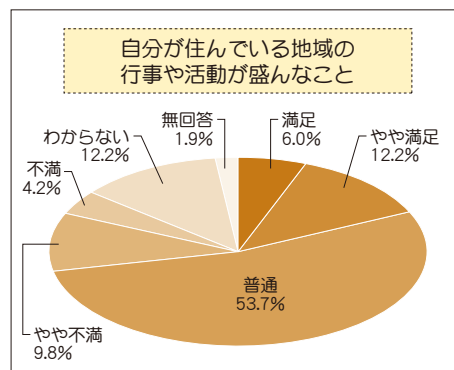
- (1) 地域活動の拠点となる総合福祉会館などの建設や修繕を支援するとともに、市民のふれあいや交流の場となるコミュニティセンターの改修整備を進めます。

## 主 な 事 業

- 地域住民組織活動助成事業
- 町内会館新築修繕補助金
- コミュニティセンター改修事業

## 評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「自分が住んでいる地域の行事や活動が盛んなこと」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	19.2%	18.2%	20.0%
総合福祉会館等建設会館数	0館	2館	2館
総合福祉会館等修繕会館数	4館	5館	10館



## 2 高齢社会

### 現況と課題

これまで「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を基本として、高齢期における健康で生きがいのある生活を維持するための社会参加や健康づくりなどの各種施策を推進してきました。

本市においても高齢者人口は年々増加し、高齢者の割合を示す高齢化率も急速に伸びており、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して日常生活を送ることができる社会の構築が大きな課題となっています。

今後は、住み慣れた地域で生き生きとした暮らしが送れるよう、高齢者の保健・福祉・健康・生きがい対策において、高齢社会に対する総合的な施策の展開を図り、家族・高齢者相互、すべての市民が、地域で支えあう地域社会づくりを目指す必要があります。

### 基本目標

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていける住みよい地域づくりを進めるため、健康の維持、生きがいのある生活の維持、地域社会の担い手としての自覚・活動などを支援し、尊厳をもって自立した生活ができるよう、健康で生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### 施策の体系

#### 高齢社会

- 1 地域における支えあいの仕組みづくり
- 2 安心して暮らせる生活環境づくり
- 3 生き生きとした高齢社会の実現

### 主要施策

#### 1 地域における支えあいの仕組みづくり

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者の自立を支援するよう地域包括支援センターやサービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、企業などが連携して高齢者を支える地域ケア体制の充実を図ります。

#### 2 安心して暮らせる生活環境づくり

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住環境の整備を促進します。
- (2) 高齢者の安心・安全な住環境の確保に向けて、公営住宅の安全対策を行うとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。

#### 3 生き生きとした高齢社会の実現

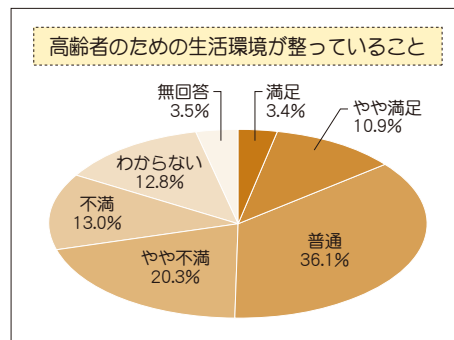
- (1) 多くの高齢者が社会と関わりを持ち続けながら、楽しく充実した生活を送ることができるような環境づくりと多様な活動への参加を促進します。

## 主 な 事 業

- 高齢者見守り活動
- 高齢者支援事業
- 老人クラブ活動の支援

## 評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「高齢者のための生活環境が整っていること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	12.4%	14.3%	16.2%
高齢者見守り活動	—	40件	80件



## 3 男女平等参画社会

### 現況と課題

誰もが豊かで安心して生活のできる社会を目指すためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い性別にかかわらず、能力を十分に生かすことのできる男女平等参画社会の実現が不可欠です。しかし、市民の意識調査における男女の平等感については、「男性が優遇されている」と感じていたり、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が多く残っている結果となっています。

このことから、家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる分野において、男女がともに社会参画できるように市民、事業者、国などと連携協力し、苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）のさらなる推進を図ることが必要です。

### 基本目標

男女が多様な生き方を認め合い、喜びも責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に平等に参画することができ、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の形成を図ります。

### 施策の体系

男女平等  
参画社会

- 1 男女平等意識の啓発
- 2 女性の社会参画の促進
- 3 男女平等参画の環境の整備

### 主要施策

#### 1 男女平等意識の啓発

- (1) 男女平等参画への気運の醸成及び市民意識の向上を目指し、男女平等参画都市の宣言をします。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識の改革、女性に対する暴力の根絶など人権の尊重の浸透を図ります。

#### 2 女性の社会参画の促進

- (1) 審議会や委員会などへの女性の参画を促進します。
- (2) 政策や方針決定など様々な場面に女性が参画できるよう、個性と能力を発揮するための機会の促進を図ります。

#### 3 男女平等参画の環境の整備

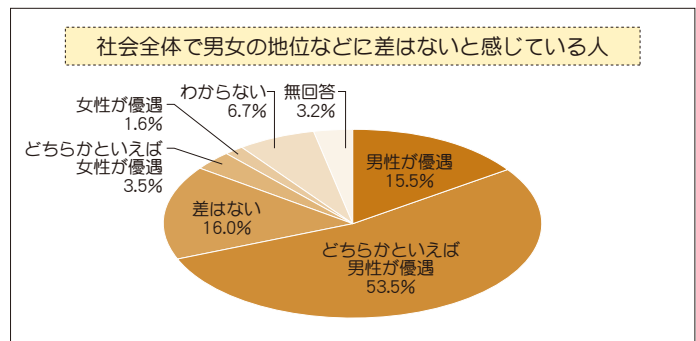
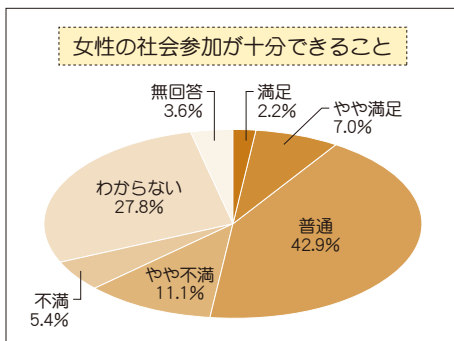
- (1) 家庭生活と他の活動が両立できる環境や男女平等な就労環境の整備を図ります。

## 主 な 事 業

- 男女平等参画都市宣言
- 男女平等参画の啓発推進事業
- 女性団体等の活動支援

## 評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「女性の社会参加が十分できること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	8.4%	9.2%	15.0%
社会全体で男女の地位などに差はないと感じている人 (男女平等参画に関する市民意識調査より)	13.0%	16.0%	25.0%
審議会等委員の女性比率	24.8%	25.1%	35.0%



# 4 平 和

## 現況と課題

核兵器使用の緊張が続き、世界中で多くの自治体が非核宣言を行う中で、本市は平成14年に「苫小牧市非核平和都市条例」を制定し、平成24年には条例制定から10周年を迎えました。

現在、国内で約1,560の自治体が非核宣言をしており、そのうち本市を含む287団体（平成25年1月現在）が「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、世界恒久平和を願っています。

世界中では、今なお紛争が絶えず、多くの人々が生命の危険や核兵器の脅威にさらされています。そのため、誰もが人間らしく生活できる真の平和の実現に向け、将来にわたり、平和の尊さや核兵器の恐ろしさについて考えていかなければなりません。

## 基本目標

人に命を奪われる危険や不安のない平和な世界の実現に向けて、平和の尊さや核兵器の恐ろしさを考える機会となる事業を展開し、平和に対する意識の向上を図るとともに、非核三原則（核兵器を持たず、作らず、持ちこませず）の趣旨を尊重します。

## 施策の体系

平 和

- 1 平和思想の普及
- 2 世界恒久平和の実現

## 主要施策

### 1 平和思想の普及

- (1) 広く市民に平和の尊さや核兵器の恐ろしさについて考えてもらうため、平和関連事業や啓発活動を行います。

### 2 世界恒久平和の実現

- (1) 「苫小牧市非核平和都市条例」に基づき、核兵器のない平和な世界の実現に向け、努力していきます。
- (2) 非核三原則の趣旨を尊重するとともに、その趣旨が損なわれる恐れのある場合は、関係機関と協議し、適切な措置を講じるよう要請します。



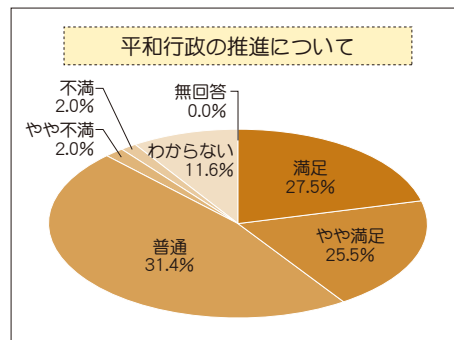
## 主な事業

- 中学生広島派遣事業
- 原爆パネル展
- 平和の折り鶴
- 核実験に対する抗議文送付
- 艦船寄港に係る核兵器搭載の有無の照会

## 評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「平和行政の推進について」への市民満足度 (平成24年「平和についてのアンケート」調査結果より)	—	53.0%	65.0%
平和啓発事業参加者数	760人	851人 ※	1,200人

※ H23年度実績



### 苫小牧市非核平和都市条例…平成 14 年公布

わたしたち苫小牧市民は、安全で健やかに心ゆたかに生きられるように、平和を愛するすべての国の人々と共に、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、国是である非核三原則の趣旨を踏まえ核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の平和行政に関する基本的事項を定め、市民が安全で健やかに心ゆたかに生活できる環境を確保し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(恒久平和の意義等の普及)

第2条 市は、日本国憲法に規定する恒久平和の意義及び国是である非核三原則の趣旨について、広く市民に普及するように努めるものとする。

(平和に関する交流の推進)

第3条 市は、他の都市との平和に関する交流を推進するように努めるものとする。

(その他平和に関する事業の推進)

第4条 市は、前2条に定めるもののほか、平和の推進に資すると認める事業を行うように努めるものとする。

(平和の維持に係る協議等)

第5条 市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(核兵器の実験等に対する反対の表明)

第6条 市長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 1 国際交流と国内交流

## 現況と課題

本市における国際・国内交流はともに、姉妹・友好都市交流を中心に展開しています。

国外では、姉妹都市締結から30年を経過したニュージーランド・ネーピア市、そして、平成25年に友好都市締結15年目を迎える中国・秦皇島市との交流が継続しております。これら2都市間においては、市民が主体となって交流を重ねることで「草の根交流」が定着してきているところですが、今後は、さらに多くの市民に普及するための取組が重要となっています。

また、「足元からの国際交流」をキーワードに、在住外国人や来訪した外国人との身近な交流を通じ市民の国際理解を推進していくほか、外国人への支援や情報提供を行っていく必要があります。

国内では、八王子市、日光市と姉妹都市の盟約を締結しており、全国でも珍しい三姉妹都市による交流を行っています。

また、平成23年には日光市、大洗町との観光パートナー都市協定を締結し、姉妹都市交流を契機とした新たな交流が広がっています。今後は、市民同士による交流の活性化が課題となっており、各分野において積極的に情報を発信していく必要があります。

## 基本目標

多くの市民が国際交流事業への参加を通じ、誇りを持てる、誰にとっても住みよい「国際都市苫小牧」を目指します。

国内においても人的交流を中心に、広範な分野で交流を深めます。

## 施策の体系

国際交流と  
国内交流

1 国際交流の推進

2 国内交流の推進

## 主要施策

### 1 国際交流の推進

- (1) 市民や国際交流関係団体と連携し、国際化への対応と国際交流を推進します。
- (2) 姉妹・友好都市交流を継続し、様々な分野への発展を推進します。
- (3) 子どもたちを海外へ派遣することで、国際的な視野を持った人材を育成します。
- (4) 国際交流サロンを活用し、留学生を含む在住外国人への支援を行います。また、交流会などを通じて、身近なところから市民の国際理解を深めます。

### 2 国内交流の推進

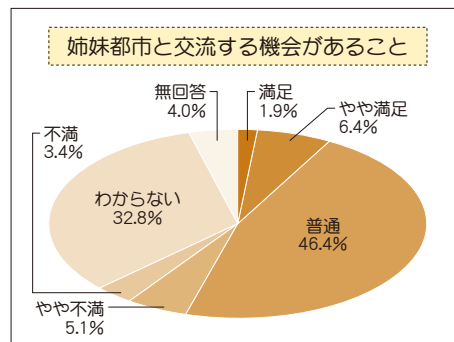
- (1) 姉妹都市である八王子市、日光市との交流について、教育、文化、スポーツ、産業などを通じ、相互の市民が参加できる交流を深めます。

## 主 な 事 業

- 姉妹・友好都市交流事業
- こども国際交流事業
- 国際交流サロン・在苫外国人交流事業

## 評 価 指 標

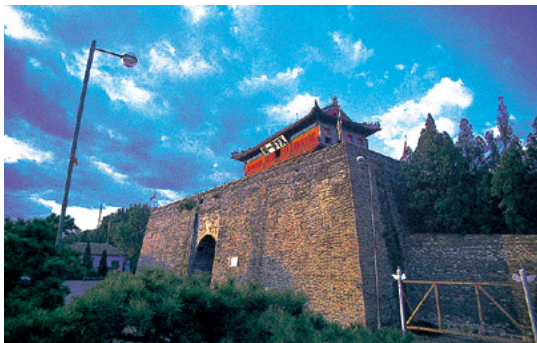
指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「姉妹都市と交流する機会があること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	6.5%	8.3%	10.0%
国際交流事業への参加人数(延べ)	110人	800人	1,000人



八王子市



日光市



秦皇島市



ネーピア市

---

発行：苫小牧市 編集：苫小牧市総合政策部政策推進課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 TEL(0144)32-6039  
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

空撮写真：株式会社 志方写真工芸社 印刷：北光印刷株式会社

